(傍線部分は改正部分) ○平成十七年総務省告示第千二百二十六号(インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

改 正 紫	
無一~無用 (器)	紙 ~紙 (と と と と と と と と と と と と と と と と と と
<u> 年六 アンマルサット 携帯移動地球局のインマルサット口型の無線設備</u>	第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット口型の無線設備
	<u>継一の一の条件に</u> 適合すること。
第一の一の条件に適合すること。	
	→ 等価等方幅射電力は、衛星を指向する運用角度において、(I)ミデッー
等価等方輻射電力は、次のとおりとする。	ベル(「ワットを○デシベルとする。)以上であること。また、いかなる
1 ドーロ電波を使用するもの	方向においても九デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)を超えては
<u> </u>	40420
い。ただし、衛星を指向する運用角度においては、(一)三デシベ	
<u> (一 フットを○ デッベルとする。) 以上れデッベル(一 フットを</u>	
○アツベガルをの、)以下であること。	
<u> 2 </u>	
ア セデシベル(一ワットを○デシベルとする。)を超えてはならな	
い。この場合において、許容偏差は(1)一デシベルから(+)	
アンベルまでの徳囲とする。	
<u>イ 搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の</u>	
上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとお	
さから。	
<u> </u>	
<u> </u>	
$\frac{\angle \% (1) \prec \Box \cdot \prec \cancel{\nu} \lor \cancel{} \prec \overrightarrow{\vee} \vdash (1 \cancel{\nu} \cancel{\vee})}{\Box}$	
トを〇デシベルとする。以下この欄におい	
V匠ひ。)	
一五六 呱 を超え一六五 呱 以 任意の九 凪 の帯域幅における尖頭電力が	
F	
一六五 呱を超え二三〇 呱以 任意の一二〇 凪の帯域幅における尖頭電	
$oxed{\mathbb{E}} = egin{array}{c} oxed{\mathcal{L}} & oxed{\mathbb{E}} \cdot oxed{\mathbb{E}} \cdot oxed{\mathbb{E}} \cdot oxed{\mathbb{E}} \cdot oxed{\mathbb{E}} & oxed{\mathbb{E}}$	
$\frac{2}{2}$ $\frac{2}$	
一、〇〇〇凪を超え一、五 任意の一〇〇凪の帯域幅における平均電	

二世 萬 以下	カが(1)七二デシベル以下
一、五二五風を超え一、五	任意の三畑の帯域幅における平均電力が
<u> </u>	<u>(1) 〇川沢ツスチ以下</u>
一、五五九 毗 を超え一、六	任意の一帆の帯域幅における平均電力が
○阳禹以下	<u>(1) もつドッペチ以下</u>
一、六〇五毗を超え一、六	任意の一〇〇晩の帯域幅における平均電
10点以下	力が次式で算出した値以下
	_70+8/5 (f-1605) デシベル
	fは、MHzを単位とする周波数とする。
一、六一○ 呱 を超え一、六	任意の一〇〇mの帯域幅における平均電
<u> 11代・用 </u>	<u> 大谷 (1) 七二 デッベル以下</u>
<u>一、六二六・五 型 を超え</u>	任意の三畑の帯域幅における平均電力が
<u>、 </u>	<u>(1) 代川ドツ〈 イヌト</u>
 六六○・五型を超え」 	任意の一〇〇mの帯域幅における平均電
○· ○· 1	<u> 大谷 (1) 七二字シベイ以下</u>
<u> 1 〇・七 砒 を超え二一・二</u>	任意の一〇〇mの帯域幅における平均電
<u> </u>	力が(1)大大デシベル以下
	任意の一〇〇畑の帯域幅における平均電
下	<u> 力炎 (1) 大〇デシベル以下</u>

三一受信装置の条件

価等方輻射電力の値を超えないものであること。 ついては、副次的に発する電波等の限度は、二の2のイに規定する等インマルサットD型の受信装置のうちローロ電波を使用するものに

第七・第八 (略)

第七・第八 (略)